

妊婦支援給付金（妊婦のための支援給付）

妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、妊婦や胎児であるこどもの保健および福祉の向上に寄与することを目的として、「妊婦支援給付金」を給付します。



◆妊婦支援給付金制度

	1回目（妊娠期）	2回目（子育て期）
支給対象	妊娠の届出をした妊婦 ※妊娠届出後に流産・死産された人も対象となります（申請方法等はお問い合わせください）	
支給金額	1回の妊娠につき 5万円	子ども（胎児）1人につき 5万円
申請時期	妊娠届出後 （妊娠届出の際に手続きを案内します）	出生後 （赤ちゃん訪問の際に手続きを案内します）
申請期限	医療機関で胎児心拍が確認された日から2年以内	出産予定日の8週間前の日から2年以内 （流産・死産等の場合は、流産等をしたことが医療機関等において確認された日から2年以内）
支給方法	指定の口座に振込 ※支給対象者（妊婦本人）の口座に限ります	

※対象のこどもの誕生日と本町の住民となった日が同一であり、こどもの出生後も引き続き町内に居住する見込みがある場合には、出産祝金として子ども1人につき5万円を加算します。



◀ 伯耆町
ホームページ

◆妊婦等包括支援事業（伴走型相談支援）のご案内

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業として妊婦等包括支援事業を実施します。妊娠期から子育て期まで、伴走型の相談支援を行っていますので、お気軽にご相談ください。



問い合わせ先

妊婦支援給付金について 福祉課 福祉支援室 ☎ 0859-68-5534

伴走型相談支援について 健康対策課

健康増進室（子育て世代包括支援センター） ☎ 0859-68-5536